（協議様式３）

都市計画法上の確認事項

「マップナビおおさか」で（<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>）区域の確認を行い、該当するものに○をしてください。事業所開設場所について、市街化調整区域内では原則として事業を行うことはできません。

|  |
| --- |
| 令和　　　年　　　月　　　日（確認日） |
| 【通所介護事業のみ】  市街化区域　　・　　市街化調整区域 |

計画調整局建築確認課等との協議事項（新築以外の施設のみ）

改築をして事業を行う場合は、用途変更等建築基準法上の手続きの要否について協議を行い結果を下記に記載してください。（変更手続きが不要な場合はその理由も記載のこと）変更手続きが必要な場合は、協議完了後の新規申請時までに手続きを完了させる必要があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①令和　　年　　　月　　　日 | 担当課名・担当者名 |  |
|  | | |
| ②建築確認課からの指導事項 | | |
|  | | |